

光市の公の施設の

指定管理者を募集します

光市では、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、市民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的に、平成18年度から指定管理者制度を導入しています。

このたび、平成21年3月31日で指定期間満了となる施設のうち、下の表に掲げる施設について「指定管理者」を募集します。

原則として「指定管理者」の募集は施設ごとに行いますが、総合体育館、光スポーツ公園および大和総合運動公園については、より効率的な管理運営のため、3施設を一括して管理することを条件に募集を行います。

指定管理者が行う業務

施設の使用の許可に関すること
施設および設備の維持管理に関すること

その他施設の募集要項において定める業務

指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）

応募資格

法人その他の団体であること
（法人格の有無は問いません）
光市税を滞納していないこと
光市内に事務所を有すること
その他各募集要項に定める応募者の資格に該当すること

指定候補者の選定方法

資格審査を行った後、選定委員会において事業計画書の内容等について、選定基準に基づき、総合的に評価して選定します。

スケジュール

募集要項の配布 8月25日(月)から9月30日(火)まで
申請書の受付 8月25日(月)から9月30日(火)まで
候補者の選定の通知 11月中

募集要項の配布・

申請書の受付・問合せ

下表の各担当課までお問い合わせください。

今回指定管理者を募集する施設

	名称 / 住所	設置目的	担当課
1	光市民ホール / 光市島田4丁目13番15号	市民の集会の場として利用に供するとともに、市民の文化向上および福祉の増進を図る。	教育委員会文化振興課 ☎0833(74)3607
2	光市総合体育館 / 光市大字光井1941番地1 光スポーツ公園 / 光市大字光井110番地 大和総合運動公園 / 光市大字岩田849番地 本案件については、3施設を一括管理する指定管理者を募集します。	市民の体位向上、健康の増進および文化の向上に資する。スポーツレクリエーションおよび野外趣味活動により市民の健全な心身の育成に資する。	教育委員会体育課 (光市スポーツ館内) ☎0833(74)3605
3	光市勤労者体育センター / 光市浅江7丁目14番1号	市民の体位向上、健康の増進および福祉の向上に資する。	
4	光市身体障害者体育施設 (サンアビリティーズ光) / 光市室積沖田6番1号	身体障害者の文化、体育の向上および健康の増進に資する。	
5	光市東部憩いの家 / 光市室積新開1丁目1番1号	高齢者の休養および交流の場を提供し、もって高齢者の福祉の推進を図る。	福祉保健部社会福祉課 (あいぱーく光) ☎0833(74)3000
6	光市西部憩いの家 / 光市中村町31番1号	高齢者の休養および交流の場を提供し、もって高齢者の福祉の推進を図る。	

